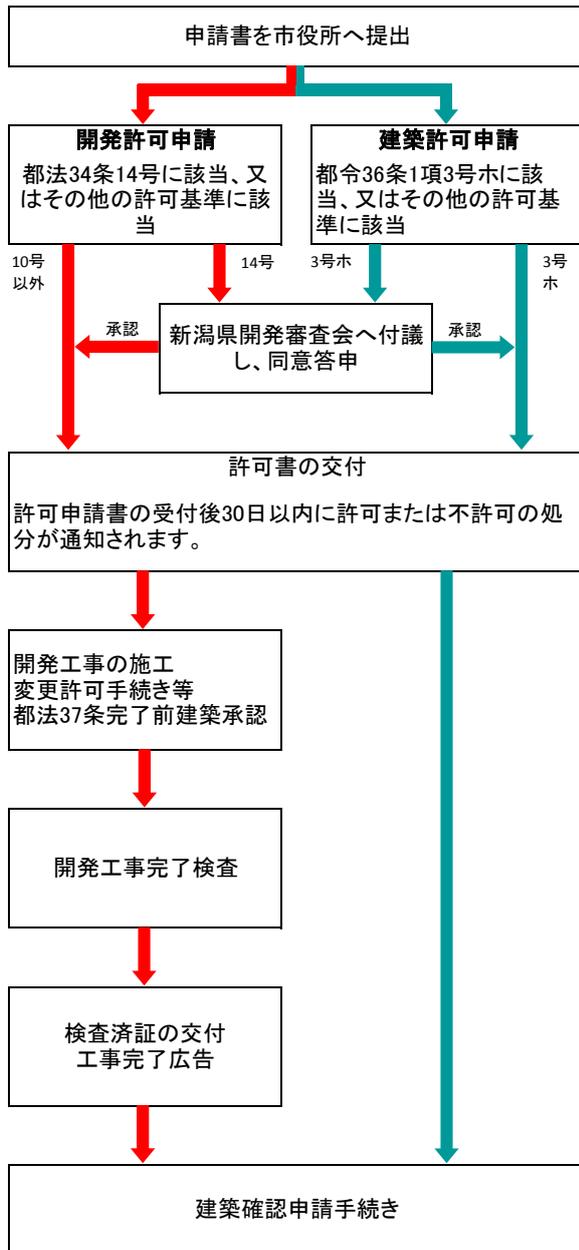


開発許可申請から建築までの流れ



所定の様式を用いて申請の必要書類及び設計図書を作成し、市役所に提出します。手数料は市役所からの納付書による現金納付となります。

都法34条14号に該当する開発行為及び都令36条1項3号ホに該当する建築行為は、開発審査会の承認を受けなければなりません。その他の許可基準に該当するものは市役所での審査を終えた段階で許可されます。
審査にあたって、特別な協議等が必要となるもの以外は、開発許可、建築許可ともに受付から30日以内に処分の通知が行われます。

開発行為は許可日以降に開発工事の着手が可能となり、建築許可についてはここで手続きが完了し、許可日以降に建築確認申請を行えます。

開発許可案件は、都法37条建築承認を受けたもの以外は、開発工事完了後の検査に合格し、工事完了の公告日以降でなければ原則として建築できません。また、計画に変更を生じた場合には変更許可申請が必要です。

開発許可を受けた計画通り施工されているか検査を受けます。合格すると検査済証が交付され、完了公告が行われます。

都法37条建築承認を受けた建築物が完成しても、開発工事の完了公告が行われるまでは供用できません。

開発許可案件では許可書及び検査済証の写しを、建築許可案件では許可書の写しを添えて建築確認申請書を提出します。